

沖縄総合事務局競争参加者資格審査数値算定方針

(平成元年2月1日総会計第225号)

(目的)

第1条 沖縄総合事務局競争参加者選定要領（昭和58年2月1日付け総会計第68号。以下「選定要領」という。）第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項の審査数値の算定については、この方針の定めるところによる。

(客観的事項の審査数値)

第2条 選定要領第20条第3項第1号に規定する客観的事項の審査数値（以下「経営事項評価点数」という。）について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第827号。以下「改正告示」という。）による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。）に基づき建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和4年12月31日以前に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等（選定要領第9条に規定する道路清掃作業参加者等をいう。以下同じ。）の経営事項評価点数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 選定要領第20条第3項第1号イに掲げる項目（以下「年間平均完成工事高」という。）の点数は、旧告示第二の一の1及び附則の審査の基準により審査して得られた旧告示別表第一の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。
- (2) 選定要領第20条第3項第1号ロ及びハに掲げる項目の点数は、希望工事種別に対応する建設工事の種類に係る数値（鋼橋上部工事においては鋼構造物工事に係る数値、プレストレスト・コンクリート工事においては土木一式工事に係る数値、法面処理工事においてはとび・土工・コンクリート工事に係る数値を除く。）のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、旧告示第一の三に規定する項目について、旧告示第二の三及び附則の審査の基準により審査して得られた旧告示別表第四及び第五の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じて、別表2及び別表3の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別表2の点数に0.8を乗じ、算出された別表3の点数に0.2を乗じ、その和の点数をいう。
- (3) 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち「自己資本額」及び「平均利益額」の点数は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出した自己資本額の点数及び平均利益額の点数を合計した点数を2で除した点数とする。

- (イ) 自己資本額の点数は、旧告示別表第二の(1)から(47)までの区分に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ロ) 平均利益額の点数は、旧告示別表第三の(1)から(37)までの区分に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。
- (4) 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち「経営状況」の点数は、旧告示第二の二に定めるところにより算出した数値(小数点以下第3位を四捨五入した数値)に基づき、次の算式によって算定した点数(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。ただし、当該点数が0に満たない場合は0点とする。

算式

$$167.3 \times X + 583$$

X: 旧告示第二の二に定めるところにより算出した数値

- (5) 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち「社会性等」の点数は、次の(イ)から(7)までに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数、若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数並びに知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

算式

$$(イ) \sim (7) \text{の点数の合計点数} \times 10 \times 190 / 200$$

- (イ) 労働福祉の状況の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算式

$$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

この式においてY1及びY2は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y1: 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち旧告示第一の四の1の(4)から(6)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y2: 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち旧告示第一の四の1の(1)から(3)までの各項目について加入をしていないとされたものの数

- (ロ) 営業年数の点数は、旧告示別表第六の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ハ) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、旧告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表7の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ニ) 防災協定締結の有無の点数は、旧告示別表第八の(1)又は(2)の区分に応じ、別表8の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ホ) 法令遵守の状況の点数は、旧告示別表第九の(1)から(3)までの区分に応じ、別表9の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ハ) 監査の受審状況の点数は、旧告示別表第十の(1)から(4)までの区分に応

じ、別表10の点数の欄に掲げる点数とする。

- (ト) 公認会計士等の点数は、旧告示別表第十一の(1)から(6)までの区分に応じ、別表11の点数の欄に掲げる点数とする。
- (チ) 研究開発の状況の点数は、旧告示別表第十二の(1)から(26)までの区分に応じ、別表12の点数の欄に掲げる点数とする。
- (リ) 建設機械の保有状況の点数は、旧告示別表第十三の(1)から(16)までの区分に応じ、別表13の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヌ) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数は、旧告示別表第十四の(1)から(4)までの区分に応じ、別表14の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ル) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、旧告示別表第十五の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数及び旧告示別表第十六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。
- (7) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、旧告示別表第十七の(1)から(11)の区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。

2 選定要領第21条第2項第1号及び選定要領第22条第2項第1号に規定する経営事項評価点数について、旧告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者の経営事項評価点数は、前項の審査数値を準用する。

第2条の2 選定要領第20条第3項第1号に規定する経営事項評価点数について、改正告示による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。）に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和5年1月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等の経営事項評価点数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 年間平均完成工事高の点数は、新告示第二の一の1及び附則の審査の基準により審査して得られた新告示別表第一の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。
- (2) 選定要領第20条第3項第1号ロ及びハに掲げる項目の点数は、希望工事種別に対応する建設工事の種類に係る数値（鋼橋上部工事においては鋼構造物工事に係る数値、プレストレスト・コンクリート工事においては土木一式工事に係る数値、法面処理工事においてはとび・土工・コンクリート工事に係る数値を除く。）のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、新告示第一の三に規定する項目について、新告示第二の三及び附則の審査の基準により審査して得られた新告示別表第四及び第五の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じて、別表2及び別表3の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別

表2の点数に0.8を乗じ、算出された別表3の点数に0.2を乗じ、その和の点数をいう。

- (3) 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち「自己資本額」及び「平均利益額」の点数は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出した自己資本額の点数及び平均利益額の点数を合計した点数を2で除した点数とする。

(イ) 自己資本額の点数は、新告示別表第二の(1)から(47)までの区分に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。

(ロ) 平均利益額の点数は、新告示別表第三の(1)から(37)までの区分に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。

- (4) 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち「経営状況」の点数は、新告示第二の二に定めるところにより算出した数値(小数点以下第3位を四捨五入した数値)に基づき、次の算式によって算定した点数(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。ただし、当該点数が0に満たない場合は0点とする。

算式

$$167.3 \times X + 583$$

X: 新告示第二の二に定めるところにより算出した数値

- (5) 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち「社会性等」の点数は、次の(イ)から(カ)までに定めるところにより算出した建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数並びに国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

算式

$$(イ) \sim (カ) \text{の点数の合計点数} \times 10 \times 175 / 200$$

ただし、令和5年8月13日以前の新告示第一の一の2に規定する審査基準日における点数は、次の算式によって計算した点数とする。

$$(イ) \sim (カ) \text{の点数の合計点数} \times 10 \times 190 \times / 200$$

- (イ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、新告示第一の四の1の(一)から(六)の状況の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算式

$$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

この式においてY1及びY2は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y1: 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(4)から(6)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y2: 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(1)から(3)までの各項目について加入をしていないとされたもの数

の点数

- (ロ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、新告示別表第六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表15の点数の欄に掲げる点数及び新告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。
- (ハ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組状況の点数は、新告示別表第八の(1)から(11)までの区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ニ) 建設公示の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況の点数は、新告示別表第九の(1)から(5)までの区分に応じ、別表18の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ホ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数は、新告示別表第十の(1)から(3)までの区分に応じ、別表19の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヘ) 営業年数の点数は、新告示別表第十一の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ト) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、新告示別表第十二の(1)又は(2)の区分に応じ、別表7の点数の欄に掲げる点数とする。
- (チ) 防災協定締結の有無の点数は、新告示別表第十三の(1)又は(2)の区分に応じ、別表8の点数の欄に掲げる点数とする。
- (リ) 法令遵守の状況の点数は、新告示別表第十四の(1)から(3)までの区分に応じ、別表9の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヌ) 監査の受審状況の点数は、新告示別表第十五の(1)から(4)までの区分に応じ、別表10の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ル) 公認会計士等の点数は、新告示別表第十六の(1)から(6)までの区分に応じ、別表11の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヲ) 研究開発の状況の点数は、新告示別表第十七の(1)から(26)までの区分に応じ、別表12の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヅ) 建設機械の保有状況の点数は、新告示別表第十八の(1)から(16)までの区分に応じ、別表13の点数の欄に掲げる点数とする。
- (カ) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数は、新告示別表第十九の(1)から(8)までの区分に応じ、別表20の点数の欄に掲げる点数とする。

2 選定要領第21条第2項第1号及び選定要領第22条第2項第1号に規定する経営事項評価点数について、新告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者の経営事項評価点数は、前項の審査数値を準用する。

(主観的事項の審査数値)

第3条 選定要領第20条第3項第2号に規定する主観的事項の審査数値(以下「技術評価点数」という。)は、次の第1号及び第2号に係る点数を合計して得られた点数に対し、別表21の換算係数でべき乗するとともに、別表22の換算係数の欄に掲げる数値を乗じた点数(小数点以下は切り上げ。)とする。

- (1) 選定要領第20条第3項第2号イに規定する主観的事項の審査基準日(以下「主観的事項の審査基準日」という。)の前日までの4年間に完成した工事(沖縄総合事務局及び国土交通省(地方整備局又は大臣官房官庁営繕部)が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。以下「直轄工事」という。)ごとに、沖縄総合事務局開発建設部(港湾・空港関連を除く)請負工事成績評定要領(平成13年5月31日付け府開技術第55号)第5、請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国官技第92号)第5、官庁営繕部請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号)第5及び請負工事成績評定要領(平成21年3月31日付け国港技第105号の2)第4の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術的難易度係数(請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき付した別表23の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。)、災害対応実績係数(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。)、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、当該工事を発注した沖縄総合事務局及び国土交通省の別、当該工事の請負金額に応じ別表24の「部局係数」の欄に掲げる数値(以下「部局係数」という。)、調整係数(調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満の者については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。)及び実績工事の区分に応じ別表25の「直近係数」の欄に掲げる数値(以下「直近係数」という。)を乗じた点数のすべての直轄工事の和。ただし、技術提案及び施工能力に係る資料(以下「技術提案等」という。)を受け付けた工事(契約後VE方式によるものを除く。)については、工事ごとに成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点)に、当該工事の技術的難易度係数、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、部局係数、得点率(加算点(評価に応じて与えられる得点をいう。)を加算点の満点で除したもの。ただし、施工能力に係る資料のみを受け付けた工事の場合は0とする。)に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数を当該工事の点数とする。なお、技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については、さらに0.5を乗じた点数とする。
- (2) 主観的事項の審査基準日までの4年間に完成した沖縄県が発注した工事(沖縄県が発注した工事のうち沖縄総合事務局及び国土交通省(地方整備局又は大臣官房官庁営繕部)が所掌している工事と同様な希望工事種別に属する工事に

限る。以下「沖縄県工事」という。)ごとに、当該工事の成績評点から平均点を控除した点数(負の値となる場合は0点とする)に、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、調整係数及び直近係数を乗じた点数を算出し、すべての沖縄県工事に係る当該点数を合計し、0.5を乗じた点数とする。

- (3) 第1号の成績評点が負の値になる場合は、技術的難易度係数を逆数にして当該工事の点数を計算する。
 - (4) 入札を辞退した工事、契約担当官等から入札を無効とされた工事及び入札価格が予定価格を超過した工事については、点数の算出対象としないものとする。
- 2 選定要領第21条第2項第2号に規定する主観的事項の審査数値は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 選定要領第21条第2項第2号イに掲げる項目(以下「港湾工事用保有船舶の能力」という。)の審査数値は、その能力に応じた別表26の点数欄の点数とする。
 - (2) 選定要領第21条第2項第2号ロに掲げる項目(以下「港湾・空港工事成績等」という。)の審査数値は、次の各号に定めるところによる。
 - (イ) 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した工事(沖縄総合事務局又は地方整備局が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。以下「対象工事」という。)ごとに、「請負工事成績評定要領の制定について」(平成21年3月31日国港技第105号の2)第4及び「請負工事成績評定要領の改訂について」(平成21年4月1日府開港建第57号)の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術的難易度係数(請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき付した別表23の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。)、災害対応実績係数、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、当該工事を発注した沖縄総合事務局、他地方整備局の別、当該工事の請負金額に応じ別表27の「部局係数」の欄に掲げる数値(以下「部局係数」という。)、調整係数(調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。)及び評価対象工事の区分に応じ別表25の直近係数を乗じて点数を算出し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数(別表28において「合計点数」という。)に応じ、別表28の算式により算出した値を評価点とする。ただし、技術提案等を受け付けた工事(契約後VE方式によるものを除く)については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点)に、当該工事の技術的難易度係数、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、部局係数、得点率(加算点(評価に応じて与えられた得点をいう。)を加算点の満点で除したもの。ただし、施工能力に係る資料のみを受け付けた工事の場合は0とする。)に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数を当該工事の点数とする。なお、技術

提案等を受け付けたが落札しなかった工事については、さらに0.5を乗じた点数とする。

なお、共同企業体が完成した工事に係る希望工事区分ごとの点数は、当該共同企業体の各構成員の点数として取り扱うことができるものとする。

- (ロ) 成績評定が負の値になる場合は、技術的難易度係数を逆数にして当該工事の点数を計算する。
 - (ハ) 入札を辞退した工事、契約担当官等から入札を無効とされた工事及び入札価格が予定価格を超過した工事、契約解除された工事については、点数の算定対象としないものとする。
- (3) 選定要領第21条第2項第2号ハに掲げる項目（以下「港湾・空港工事技術者等」という。）の審査数値は、次の各号に定めるところとする。
- 専門技術者数、新技術等の開発実績
- イ 一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「登録海上起重基幹技能者」又は「海上起重作業管理技士」の認定試験に合格し、登録を受けている専門技術者数に応じて、別表29の点数欄の点数とする。
 - ロ 一般財団法人沿岸技術研究センターの行う「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業」に登録（評価証の有効期限5年）及び更新している技術案件数に応じた別表30の点数欄の点数とする。
- 3 選定要領第22条第2項第2号に規定する主観的事項の審査数値は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 選定要領第22条第2項第2号イに掲げる項目（以下「専門技術者数」という。）の審査数値は、別表31により算定した点数とする。
 - (2) 選定要領第22条第2項第2号ロに掲げる項目（以下「工事成績」という。）の審査数値は、別表32により算定した点数とする。

（合併等により新たに設立された会社等の特例）

第4条 合併等により新たに設立された会社等の審査数値の算定については、第2条及び第3条の規定によるほか、本条の定めるところによる。

- 2 合併により、新たに設立された会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。
- (1) 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）
 - (2) 親会社はその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止される場合における子会社
 - (3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）
 - (4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）の

当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「譲受業者」という。）

- (5) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割（以下「分割」という。）を行った会社（以下「分割会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社（分割承継会社）

3 2に掲げる会社等の技術評価点数の算定方法は次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 合併新設会社又は合併存続会社にあつては、それぞれの合併前の合併当事会社を一つの会社とみなした場合の第3条に規定する対象工事をもって算定する。
- (2) 子会社、承継譲受会社、譲受業者又は分割承継会社にあつては、親会社、承継譲渡会社、譲渡業者又は分割会社からの譲受又は分割にかかる営業部門に属する工事を第3条に規定する対象工事に含まないものとして算定する。ただし、営業（建設業）の全部を譲り受け又は分割により承継した場合等、資格審査等の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る場合にあつては、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡業者と譲受業者、又は分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなした場合の第3条に規定する対象工事をもって算定する。

4 有資格者（選定要領第8条の規定により一般競争参加資格があると認定されたもの）又はこれと同等と認められる者の間の合併による合併新設会社又は合併存続会社並びに営業（建設業）の全部を譲受した場合等、資格審査等の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る子会社、承継譲受会社又は譲受業者の3(1)及び(2)但し書きに掲げる算定方法が適用される工事種別の経営事項評価点数及び技術評価点数は、それぞれ第2条及び第3条の規定に基づき算定した経営事項評価点数及び技術評価点数に、合併後又は営業譲受等の後主観的事項の審査基準日までの期間（以下「合併後の期間」という。）が3年未満である場合は、当該経営事項評価点数及び技術評価点数の15%に相当する点数（その点数に少数部分があるときは、これを切り捨てた点数）を、合併後の期間が3年以上5年未満である場合は、当該経営事項評価点数及び技術評価点数の10%に相当する点数（その点数に少数部分があるときは、これを切り捨てた点数）を加えて算定するものとする。ただし、等級区分が設けられている工事種別にあつては、合併前の合併当事会社並びに営業譲受前の親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社又は譲渡業者と譲受会社が同一の等級若しくは直近の等級に認定されている場合又は、これと同等と認められる場合に限る。

5 親会社、承継譲渡会社又は譲渡業者又は分割会社の技術評価点数の算定方法については、3(2)の規定に準じて算定する。

（事業協同組合の特例）

第5条 事業協同組合（中小企業等協同組合法「昭和24年法律第181号」に基づく事業協同組合をいう。以下同じ。）で、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受

け、かつ、本条の規定による特例の適用を希望する旨の申し出をしたものの審査数値の算定については、第2条及び第3条の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 年間平均完成工事高は、当該事業協同組合及び審査対象者の合計とする。
 - (2) 技術職員数は、当該事業協同組合及び審査対象者の合計とし、営業年数は、当該事業協同組合及び審査対象者の平均値によるものとする。
 - (3) 自己資本額及び建設業総職員数は、当該事業協同組合及び審査対象者のそれぞれの合計とする。
 - (4) 経営状況分析は、当該事業協同組合及び審査対象者の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）とする。
 - (5) その他の審査項目は、当該事業協同組合及び審査対象者の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）とする。
 - (6) 工事成績、特別な工事の経歴及び港湾・空港工事成績は、審査対象者ごとに算定した数値の合計を、それぞれ全審査対象者の数で除して得た数値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）とする。この場合において、当該事業協同組合に完成した工事があるときは、当該事業協同組合を1審査対象者とみなすものとする。
- 2 前項の申し出は、事業協同組合が次の各号に該当する者のうちから当該事業協同組合の希望工事種別ごとに審査対象者を指定して行うものとする。
- (1) 当該事業協同組合の組合員であること。
 - (2) 当該事業協同組合の理事又は当該事業協同組合の理事が役員になっている法人であること。
 - (3) 当該希望工事種別に属する工事を施工することについて建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けている者であること。
 - (4) 選定要領第9条及び第10条の規定による有資格者としめない者に該当しない者であること。

（協業組合の特例）

第6条 協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。以下同じ。）の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、次項及び第3項に定めるところによるものとする。

- 2 その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合であって前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったもの（以下「新規組合員加入組合」という。）については、選定要領第20条第3項第2号イ及びロに掲げる各項目の点数の算定に当たり、新規加入の組合員の完成工事を新規組合員加入組合の完成工事とみなすものとする。
- 3 その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合であって主観的事項の審査基準日の前日までの4年間において工事を完成した組合員があるものについては、選定要領第20条第3項第2号イ及びロに掲げる各項目の点数は、組合及び当該組合員ごとに第3条の規定により算定した点数

の和を当該組合員の数に1を加えた数（組合に主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した工事が無いときは、当該組合員の数）で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

- 4 協業組合の客観的事項の審査及び等級の格付けを行うにあたっては、当該協業組合の初期の事業をなし得るに至るまでの相当期間、その協業の態様、協調の度合等を勘案して客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）及び特別事項について算定した点数（以下「特別点数」という。）について、おおむね15%の範囲内でプラスに調整することができるものとする。

なお、当分の間、当該協業組合が施工実績に著しく劣る場合を除き、客観点数及び特別点数について、それぞれ10%プラスに調整できるものとする。

- 5 企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。）の客観点数及び特別点数の算定方法は、前項の規定に準ずるものとする。

（共同企業体の特例）

第7条 共同企業体の審査数値の算定については、第2条及び第3条の規定によるほか、次の各項各号に定めるところによる。なお、構成員が新告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和5年1月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等である場合は、第2条を第2条の2と読み替えるものとする。

- (1) 年間平均完成工事高、自己資本額及び建設業総職員数は、各構成員のそれぞれの合計とする。
 - (2) 経営状況分析に係る評点は、各構成員について算出される経営状況分析得点の平均値（小数点以下第1位四捨五入）によるものとする。
 - (3) 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。
 - (4) 保有船舶の能力は、各構成員の能力の合計とする。
 - (5) その他の審査項目は、各構成員のその他の審査項目の平均値とする。
 - (6) 共同企業体の工事施工能力に関する主観的事項の審査は、前年度の完成工事の成績を評定して行うものとする。
 - (7) 経常建設共同企業体の等級格付けを定めるにあたっては、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められる経常建設共同企業体については、客観的事項について算定した点数及び主観的事項について算定した点数を10%を基本に合理的と認められる範囲でプラスに調整することができるものとし、これ以外の経常建設共同企業体については、客観点数及び主観点数の調整は行わないものとする。
- 2 選定要領第20条第3項第1号イに掲げる項目の点数は、希望工事種別における各構成員ごとの年間平均完成工事高の和を第2条第1項の規定により算定した点数。
- 3 選定要領第20条第3項第1号ニに掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、各構成員ごとの自己資本額及び平均利益額の和を第2条第1項第3号

の規定により算出し、算出されたそれぞれの点数の和を2で除した点数。

- 4 選定要領第20条第3項第1号二に掲げる項目のうち経営状況の点数は、各構成員ごとそれぞれに第2条第4項の規定により算出し、それぞれ算出した点数の和を全構成員の数で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
- 5 選定要領第20条第3項第1号ロ及びハに掲げる項目の点数は、希望工事種別における各構成員ごとの技術職員の和及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の和を第2条第1項第2号の規定によりそれぞれ算出した点数に、技術職員の点数については、0.8を乗じたものと、建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数については、0.2を乗じたものとの和を点数とする。
- 6 選定要領第20条第3項第1号二に掲げる項目のうち社会性等の点数は、各構成員ごとに第2条第5項の規定により算定し、それぞれの点数の和を全構成員の数で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
- 7 選定要領第20条第3項第2号に掲げる項目の点数は、各構成員ごとに第3条の規定により算定した点数の和を全構成員の数で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
- 8 特定建設工事共同企業体の等級格付けにおいて、資格審査を受けようとする特定建設工事共同企業体数が指名しようとする特定建設工事共同企業体数と同一かそれ以下となる場合等特定建設工事共同企業体としての審査数値の算定が不要な場合には、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 構成員の等級格付けが異なる場合：上位の構成員の格付け
 - (2) 構成員の等級格付けが同一の場合：当該構成員の格付け

（測量等契約における総合点数）

第8条 選定要領第24条第1項に掲げる総合点数は別表33の点数の欄に掲げる点数とする。

（等級の格付け）

第9条 選定要領第21条第1項、第22条第1項に規定する競争参加申請者の等級の格付けは、総合審査数値に基づき別表34により行うものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成元年2月1日から施行する。
- 2 沖縄総合事務局競争参加者選定要領第9条に定める共同企業体取扱方針（昭和59年2月1日付け総会計第65号）は、廃止する。

附 則

- 1 この方針は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、平成6年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、平成23年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この方針は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、平成25年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この方針は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、平成27年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この方針は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、平成29年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この方針は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、平成30年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この方針は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、平成31年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この方針は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、令和2年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この方針は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、令和3年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この方針は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、令和5年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この方針は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、令和7年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

別表 1

点数	項目	年間平均完成工事高
2,309		1,000 億円以上
114	× (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,739	800 億円 " 1,000 億円未満
101	× (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,791	600 億円 " 800 億円 "
88	× (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,566	500 億円 " 600 億円 "
89	× (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561	400 億円 " 500 億円 "
89	× (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561	300 億円 " 400 億円 "
75	× (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,378	250 億円 " 300 億円 "
76	× (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373	200 億円 " 250 億円 "
76	× (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373	150 億円 " 200 億円 "
64	× (年間平均完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,281	120 億円 " 150 億円 "
62	× (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,165	100 億円 " 120 億円 "
64	× (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,155	80 億円 " 100 億円 "
50	× (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,211	60 億円 " 80 億円 "
51	× (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055	50 億円 " 60 億円 "
51	× (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055	40 億円 " 50 億円 "
50	× (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,059	30 億円 " 40 億円 "
51	× (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 903	25 億円 " 30 億円 "
39	× (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 963	20 億円 " 25 億円 "
36	× (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 975	15 億円 " 20 億円 "
38	× (年間平均完成工事高) ÷ 300,000 + 893	12 億円 " 15 億円 "
39	× (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 811	10 億円 " 12 億円 "
38	× (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 816	8 億円 " 10 億円 "
25	× (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 868	6 億円 " 8 億円 "
25	× (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 793	5 億円 " 6 億円 "
34	× (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 748	4 億円 " 5 億円 "
42	× (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 716	3 億円 " 4 億円 "
24	× (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 698	2.5 億円 " 3 億円 "
28	× (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 678	2 億円 " 2.5 億円 "
34	× (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 654	1.5 億円 " 2 億円 "
26	× (年間平均完成工事高) ÷ 30,000 + 626	1.2 億円 " 1.5 億円 "
19	× (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 616	1 億円 " 1.2 億円 "
22	× (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 601	8 千万円 " 1 億円 "
28	× (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 577	6 千万円 " 8 千万円 "
16	× (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 565	5 千万円 " 6 千万円 "
19	× (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 550	4 千万円 " 5 千万円 "
24	× (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 530	3 千万円 " 4 千万円 "
13	× (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 524	2.5 千万円 " 3 千万円 "
16	× (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 509	2 千万円 " 2.5 千万円 "
20	× (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 493	1.5 千万円 " 2 千万円 "
14	× (年間平均完成工事高) ÷ 3,000 + 483	1.2 千万円 " 1.5 千万円 "
11	× (年間平均完成工事高) ÷ 2,000 + 473	1 千万円 " 1.2 千万円 "
131	× (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 397	1 千万円 "

(注1) 年間平均完成工事高に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 2

点数	項目	技術職員数値
	2,335	15,500 以上
62	× (技術職員数値) ÷ 3,570 + 2,065	11,930 // 15,500 未満
63	× (技術職員数値) ÷ 2,750 + 1,998	9,180 // 11,930 //
62	× (技術職員数値) ÷ 2,120 + 1,939	7,060 // 9,180 //
62	× (技術職員数値) ÷ 1,630 + 1,876	5,430 // 7,060 //
63	× (技術職員数値) ÷ 1,250 + 1,808	4,180 // 5,430 //
63	× (技術職員数値) ÷ 970 + 1,747	3,210 // 4,180 //
62	× (技術職員数値) ÷ 740 + 1,686	2,470 // 3,210 //
62	× (技術職員数値) ÷ 570 + 1,624	1,900 // 2,470 //
63	× (技術職員数値) ÷ 440 + 1,558	1,460 // 1,900 //
63	× (技術職員数値) ÷ 330 + 1,488	1,130 // 1,460 //
62	× (技術職員数値) ÷ 260 + 1,434	870 // 1,130 //
63	× (技術職員数値) ÷ 200 + 1,367	670 // 870 //
62	× (技術職員数値) ÷ 160 + 1,318	510 // 670 //
63	× (技術職員数値) ÷ 120 + 1,247	390 // 510 //
62	× (技術職員数値) ÷ 90 + 1,183	300 // 390 //
63	× (技術職員数値) ÷ 70 + 1,119	230 // 300 //
62	× (技術職員数値) ÷ 50 + 1,040	180 // 230 //
62	× (技術職員数値) ÷ 40 + 984	140 // 180 //
63	× (技術職員数値) ÷ 30 + 907	110 // 140 //
63	× (技術職員数値) ÷ 25 + 860	85 // 110 //
62	× (技術職員数値) ÷ 20 + 810	65 // 85 //
62	× (技術職員数値) ÷ 15 + 742	50 // 65 //
63	× (技術職員数値) ÷ 10 + 633	40 // 50 //
63	× (技術職員数値) ÷ 10 + 633	30 // 40 //
62	× (技術職員数値) ÷ 10 + 636	20 // 30 //
63	× (技術職員数値) ÷ 5 + 508	15 // 20 //
62	× (技術職員数値) ÷ 5 + 511	10 // 15 //
63	× (技術職員数値) ÷ 5 + 509	5 // 10 //
62	× (技術職員数値) ÷ 5 + 510	5 //

(注1) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 3

点数	項目	年間平均元請完成工事高	
	2,865	1,000 億円以上	
119	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,270	800 億円 "	1,000 億円未満
145	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,166	600 億円 "	800 億円 "
87	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 2,079	500 億円 "	600 億円 "
104	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,994	400 億円 "	500 億円 "
126	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,906	300 億円 "	400 億円 "
76	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,828	250 億円 "	300 億円 "
90	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,758	200 億円 "	250 億円 "
110	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,678	150 億円 "	200 億円 "
81	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,603	120 億円 "	150 億円 "
63	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,549	100 億円 "	120 億円 "
75	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,489	80 億円 "	100 億円 "
92	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,421	60 億円 "	80 億円 "
55	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,367	50 億円 "	60 億円 "
66	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,312	40 億円 "	50 億円 "
79	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,260	30 億円 "	40 億円 "
48	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,209	25 億円 "	30 億円 "
57	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,164	20 億円 "	25 億円 "
70	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,112	15 億円 "	20 億円 "
50	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 300,000 + 1,072	12 億円 "	15 億円 "
41	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 1,026	10 億円 "	12 億円 "
47	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 996	8 億円 "	10 億円 "
57	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 956	6 億円 "	8 億円 "
36	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 911	5 億円 "	6 億円 "
40	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 891	4 億円 "	5 億円 "
51	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 847	3 億円 "	4 億円 "
30	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 820	2.5 億円 "	3 億円 "
35	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 795	2 億円 "	2.5 億円 "
45	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 755	1.5 億円 "	2 億円 "
32	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 30,000 + 730	1.2 億円 "	1.5 億円 "
26	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 702	1 億円 "	1.2 億円 "
29	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 687	8 千万円 "	1 億円 "
36	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 659	6 千万円 "	8 千万円 "
22	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 635	5 千万円 "	6 千万円 "
27	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 610	4 千万円 "	5 千万円 "
31	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 594	3 千万円 "	4 千万円 "
19	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 573	2.5 千万円 "	3 千万円 "
23	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 553	2 千万円 "	2.5 千万円 "
28	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 533	1.5 千万円 "	2 千万円 "
19	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000 + 522	1.2 千万円 "	1.5 千万円 "
16	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000 + 502	1 千万円 "	1.2 千万円 "
341	× (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 241		1 千万円 "

(注1) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 4

点数	項目	自己資本の額又は平均自己資本額
2, 114		3, 000 億円以上
63 ×	(自己資本額) ÷ 50, 000, 000 + 1, 736	2, 500 億円 " 3, 000 億円未満
73 ×	(自己資本額) ÷ 50, 000, 000 + 1, 686	2, 000 億円 " 2, 500 億円 "
91 ×	(自己資本額) ÷ 50, 000, 000 + 1, 614	1, 500 億円 " 2, 000 億円 "
66 ×	(自己資本額) ÷ 30, 000, 000 + 1, 557	1, 200 億円 " 1, 500 億円 "
53 ×	(自己資本額) ÷ 20, 000, 000 + 1, 503	1, 000 億円 " 1, 200 億円 "
61 ×	(自己資本額) ÷ 20, 000, 000 + 1, 463	800 億円 " 1, 000 億円 "
75 ×	(自己資本額) ÷ 20, 000, 000 + 1, 407	600 億円 " 800 億円 "
46 ×	(自己資本額) ÷ 10, 000, 000 + 1, 356	500 億円 " 600 億円 "
53 ×	(自己資本額) ÷ 10, 000, 000 + 1, 321	400 億円 " 500 億円 "
66 ×	(自己資本額) ÷ 10, 000, 000 + 1, 269	300 億円 " 400 億円 "
39 ×	(自己資本額) ÷ 5, 000, 000 + 1, 233	250 億円 " 300 億円 "
47 ×	(自己資本額) ÷ 5, 000, 000 + 1, 193	200 億円 " 250 億円 "
57 ×	(自己資本額) ÷ 5, 000, 000 + 1, 153	150 億円 " 200 億円 "
42 ×	(自己資本額) ÷ 3, 000, 000 + 1, 114	120 億円 " 150 億円 "
33 ×	(自己資本額) ÷ 2, 000, 000 + 1, 084	100 億円 " 120 億円 "
39 ×	(自己資本額) ÷ 2, 000, 000 + 1, 054	80 億円 " 100 億円 "
47 ×	(自己資本額) ÷ 2, 000, 000 + 1, 022	60 億円 " 80 億円 "
29 ×	(自己資本額) ÷ 1, 000, 000 + 989	50 億円 " 60 億円 "
34 ×	(自己資本額) ÷ 1, 000, 000 + 964	40 億円 " 50 億円 "
41 ×	(自己資本額) ÷ 1, 000, 000 + 936	30 億円 " 40 億円 "
25 ×	(自己資本額) ÷ 500, 000 + 909	25 億円 " 30 億円 "
29 ×	(自己資本額) ÷ 500, 000 + 889	20 億円 " 25 億円 "
36 ×	(自己資本額) ÷ 500, 000 + 861	15 億円 " 20 億円 "
27 ×	(自己資本額) ÷ 300, 000 + 834	12 億円 " 15 億円 "
21 ×	(自己資本額) ÷ 200, 000 + 816	10 億円 " 12 億円 "
24 ×	(自己資本額) ÷ 200, 000 + 801	8 億円 " 10 億円 "
30 ×	(自己資本額) ÷ 200, 000 + 777	6 億円 " 8 億円 "
18 ×	(自己資本額) ÷ 100, 000 + 759	5 億円 " 6 億円 "
21 ×	(自己資本額) ÷ 100, 000 + 744	4 億円 " 5 億円 "
27 ×	(自己資本額) ÷ 100, 000 + 720	3 億円 " 4 億円 "
15 ×	(自己資本額) ÷ 50, 000 + 711	2. 5 億円 " 3 億円 "
19 ×	(自己資本額) ÷ 50, 000 + 691	2 億円 " 2. 5 億円 "
23 ×	(自己資本額) ÷ 50, 000 + 675	1. 5 億円 " 2 億円 "
16 ×	(自己資本額) ÷ 30, 000 + 664	1. 2 億円 " 1. 5 億円 "
13 ×	(自己資本額) ÷ 20, 000 + 650	1 億円 " 1. 2 億円 "
16 ×	(自己資本額) ÷ 20, 000 + 635	8 千万円 " 1 億円 "
19 ×	(自己資本額) ÷ 20, 000 + 623	6 千万円 " 8 千万円 "
11 ×	(自己資本額) ÷ 10, 000 + 614	5 千万円 " 6 千万円 "
14 ×	(自己資本額) ÷ 10, 000 + 599	4 千万円 " 5 千万円 "
16 ×	(自己資本額) ÷ 10, 000 + 591	3 千万円 " 4 千万円 "
10 ×	(自己資本額) ÷ 5, 000 + 579	2. 5 千万円 " 3 千万円 "
12 ×	(自己資本額) ÷ 5, 000 + 569	2 千万円 " 2. 5 千万円 "
14 ×	(自己資本額) ÷ 5, 000 + 561	1. 5 千万円 " 2 千万円 "
11 ×	(自己資本額) ÷ 3, 000 + 548	1. 2 千万円 " 1. 5 千万円 "
8 ×	(自己資本額) ÷ 2, 000 + 544	1 千万円 " 1. 2 千万円 "
223 ×	(自己資本額) ÷ 10, 000 + 361	1 千万円 "

(注1) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 5

点数	項目	平均利益額
2,447		300 億円以上
134 × (平均利益額) ÷	5,000,000 + 1,643	250 億円 " 300 億円未満
151 × (平均利益額) ÷	5,000,000 + 1,558	200 億円 " 250 億円 "
175 × (平均利益額) ÷	5,000,000 + 1,462	150 億円 " 200 億円 "
123 × (平均利益額) ÷	3,000,000 + 1,372	120 億円 " 150 億円 "
93 × (平均利益額) ÷	2,000,000 + 1,306	100 億円 " 120 億円 "
104 × (平均利益額) ÷	2,000,000 + 1,251	80 億円 " 100 億円 "
122 × (平均利益額) ÷	2,000,000 + 1,179	60 億円 " 80 億円 "
70 × (平均利益額) ÷	1,000,000 + 1,125	50 億円 " 60 億円 "
79 × (平均利益額) ÷	1,000,000 + 1,080	40 億円 " 50 億円 "
92 × (平均利益額) ÷	1,000,000 + 1,028	30 億円 " 40 億円 "
54 × (平均利益額) ÷	500,000 + 980	25 億円 " 30 億円 "
60 × (平均利益額) ÷	500,000 + 950	20 億円 " 25 億円 "
70 × (平均利益額) ÷	500,000 + 910	15 億円 " 20 億円 "
48 × (平均利益額) ÷	300,000 + 880	12 億円 " 15 億円 "
37 × (平均利益額) ÷	200,000 + 850	10 億円 " 12 億円 "
42 × (平均利益額) ÷	200,000 + 825	8 億円 " 10 億円 "
48 × (平均利益額) ÷	200,000 + 801	6 億円 " 8 億円 "
28 × (平均利益額) ÷	100,000 + 777	5 億円 " 6 億円 "
32 × (平均利益額) ÷	100,000 + 757	4 億円 " 5 億円 "
37 × (平均利益額) ÷	100,000 + 737	3 億円 " 4 億円 "
21 × (平均利益額) ÷	50,000 + 722	2.5 億円 " 3 億円 "
24 × (平均利益額) ÷	50,000 + 707	2 億円 " 2.5 億円 "
27 × (平均利益額) ÷	50,000 + 695	1.5 億円 " 2 億円 "
20 × (平均利益額) ÷	30,000 + 676	1.2 億円 " 1.5 億円 "
15 × (平均利益額) ÷	20,000 + 666	1 億円 " 1.2 億円 "
16 × (平均利益額) ÷	20,000 + 661	8 千万円 " 1 億円 "
19 × (平均利益額) ÷	20,000 + 649	6 千万円 " 8 千万円 "
12 × (平均利益額) ÷	10,000 + 634	5 千万円 " 6 千万円 "
12 × (平均利益額) ÷	10,000 + 634	4 千万円 " 5 千万円 "
15 × (平均利益額) ÷	10,000 + 622	3 千万円 " 4 千万円 "
8 × (平均利益額) ÷	5,000 + 619	2.5 千万円 " 3 千万円 "
10 × (平均利益額) ÷	5,000 + 609	2 千万円 " 2.5 千万円 "
11 × (平均利益額) ÷	5,000 + 605	1.5 千万円 " 2 千万円 "
7 × (平均利益額) ÷	3,000 + 603	1.2 千万円 " 1.5 千万円 "
6 × (平均利益額) ÷	2,000 + 595	1 千万円 " 1.2 千万円 "
78 × (平均利益額) ÷	10,000 + 547	1 千万円 "

(注1) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 6

営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数
35年 以上	60	25年	40	15年	20	5年 以下	0
34年	58	24年	38	14年	18		
33年	56	23年	36	13年	16		
32年	54	22年	34	12年	14		
31年	52	21年	32	11年	12		
30年	50	20年	30	10年	10		
29年	48	19年	28	9年	8		
28年	46	18年	26	8年	6		
27年	44	17年	24	7年	4		
26年	42	16年	22	6年	2		

別表 7

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点	数
無	0	
有	-60	

別表 8

防災協定締結の有無	点	数
有	20	
無	0	

別表 9

法令遵守の状況	点	数
無	0	
指示をされた場合	-15	
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30	

別表 10

監査の受審状況	点	数
会計監査法人の設置	20	
会計参与の設置	10	
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2	
無	0	

別表 1 1

年間平均 完成工事高	項目	公認会計士等数値					
	評点	10	8	6	4	2	0
600 億円以上		13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
150 億円以上 600 億円未満		8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40 億円以上 150 億円未満		4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10 億円以上 40 億円未満		2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1 億円以上 10 億円未満		1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	—	—	0
1 億円未満		0.4 以上	—	—	—	—	0

別表 1 2

平均研究開発費の額		点	数
100 億円以上			25
75 億円 //	100 億円未満		24
50 億円 //	75 億円 //		23
30 億円 //	50 億円 //		22
20 億円 //	30 億円 //		21
19 億円 //	20 億円 //		20
18 億円 //	19 億円 //		19
17 億円 //	18 億円 //		18
16 億円 //	17 億円 //		17
15 億円 //	16 億円 //		16
14 億円 //	15 億円 //		15
13 億円 //	14 億円 //		14
12 億円 //	13 億円 //		13
11 億円 //	12 億円 //		12
10 億円 //	11 億円 //		11
9 億円 //	10 億円 //		10
8 億円 //	9 億円 //		9
7 億円 //	8 億円 //		8
6 億円 //	7 億円 //		7
5 億円 //	6 億円 //		6
4 億円 //	5 億円 //		5
3 億円 //	4 億円 //		4
2 億円 //	3 億円 //		3
1 億円 //	2 億円 //		2
0.5 億円 //	1 億円 //		1
	0.5 億円 //		0

別表 1 3

建設機械の所有及びリース台数	点	数
15 台以上	15	
14 台	15	
13 台	14	
12 台	14	
11 台	13	
10 台	13	
9 台	12	
8 台	12	
7 台	11	
6 台	10	
5 台	9	
4 台	8	
3 台	7	
2 台	6	
1 台	5	
0 台	0	

別表 1 4

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点	数
第9001号及び第14001号の登録	10	
第9001号の登録	5	
第14001号の登録	5	
無	0	

別表 1 5

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
15%以上	1
15%未満	0

別表 1 6

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
1%以上	1
1%未満	0

別表 1 7

区分	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	点 数
(1)	1 0	10
(2)	9 以上 1 0 未満	9
(3)	8 以上 9 未満	8
(4)	7 以上 8 未満	7
(5)	6 以上 7 未満	6
(6)	5 以上 6 未満	5
(7)	4 以上 5 未満	4
(8)	3 以上 4 未満	3
(9)	2 以上 3 未満	2
(1 0)	1 以上 2 未満	1
(1 1)	1 未満	0

別表 1 8

区分	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	点 数
(1)	プラチナえるぼし認定を取得	5
	プラチナくるみん認定を取得	
(2)	区分(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目)を取得	4
	区分(1)に非該当かつユースエール認定を取得	
(3)	区分(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目)を取得	3
	区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得	
	区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	
(4)	区分(1)、(2)及び(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目)を取得	2
(5)	取得無	0

別表 19

区分	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために 必要な措置の実施状況	点数
(1)	全ての建設工事で実施	15
(2)	全ての公共工事で実施	10
(3)	該当せず	0

別表 2 0

区分	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点 数
(1)	エコアクション21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
(3)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
(4)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
(5)	国際標準化機構第9001号の登録	5
(6)	国際標準化機構第14001号の登録	5
(7)	エコアクション21の認証	3
(8)	該当無	0

別表21

工事種別	換算係数
一般土木	0.11262
アスファルト舗装	0.12876
造園	0.12871
建築	0.13089
電気設備	0.12707
暖冷房衛生設備	0.10819
上記以外の工種区分	0.10850

別表22

工事種別	換算係数
一般土木	535.43
アスファルト舗装	474.55
造園	473.05
建築	610.06
電気設備	611.08
暖冷房衛生設備	698.30
上記以外の工種区分	599.15

別表23

技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI
技術的難易度係数	1.0	1.25	1.5	1.75	2.0	2.0

別表24

	工事請負金額	部局係数
沖縄総合事務局が 発注した工事	全工事	1.0
国土交通省(地方支 分部局、官庁営繕部) が発注した工事	2億円以上	1.0
	2億円未満	0.5

別表25

実績工事	直近係数
直近2年以内の完成工事	2.0
直近2年超4年以内の完成工事	1.0

別表 2 6

(1) 港湾土木工事

能力	内容	評価項目	満点	点数											備考	
				156	143	130	117	104	91	78	65	52	39	26		13
掘削力	浚渫船	公称能力	156	2,400 m3/h 以上	2,200 ～ 2,399	2,000 ～ 2,199	1,800 ～ 1,999	1,600 ～ 1,799	1,400 ～ 1,599	1,200 ～ 1,399	1,000 ～ 1,199	800 ～ 999	600 ～ 799	400 ～ 599	400 m3/h 未満	
築造力	起重機船 (15t吊以上)	吊荷重	156	900 t 以上	825 ～ 899	750 ～ 824	675 ～ 749	600 ～ 674	525 ～ 599	450 ～ 524	375 ～ 449	300 ～ 374	225 ～ 299	150 ～ 224	150 t 未満	クレーン付台船を含む
揚土力	揚土船	公称能力	78							5,000 m3/h 以上	4,167 ～ 4,999	3,334 ～ 4,166	2,500 ～ 3,333	1,667 ～ 2,499	1,667 m3/h 未満	リクレーマ船、バージ アンローダー船、圧送 船を含む
杭打力	杭打船	主機馬力	78							1,200 PS 以上	1,000 ～ 1,199	800 ～ 999	600 ～ 799	400 ～ 599	400 PS 未満	
製作力	ケーソ製作 用台船	揚荷能力	78							25,000 t積 以上	20,833 ～ 24,999	16,667 ～ 20,832	12,500 ～ 16,666	8,334 ～ 12,499	8,334 t積 未満	
地盤改良力	地盤改良船	隻数	78							8.0 隻 以上	6.7 ～ 7.9	5.4 ～ 6.6	4.0 ～ 5.3	2.7 ～ 3.9	2.7 隻 未満	固化材プラント船を含む
砕岩力	砕岩船	〃	78							6.0 隻 以上	5.0 ～ 5.9	4.0 ～ 4.9	3.0 ～ 3.9	2.0 ～ 2.9	2.0 隻 未満	砕岩専用船のみ(グラ ブ浚渫船等との兼用船 は含まない)
環境性能 の高い作 業船	環境性能 の高い作 業船	〃	156	6.0 隻 以上	5.5 ～ 5.9	5.0 ～ 5.4	4.5 ～ 4.9	4.0 ～ 4.4	3.5 ～ 3.9	3.0 ～ 3.4	2.5 ～ 2.9	2.0 ～ 2.4	1.5 ～ 1.9	1.0 ～ 1.4	1.0 隻 未満	
その他	砂撒船、ト ミ船、コンク リトミ船	〃	78							6.0 隻 以上	5.0 ～ 5.9	4.0 ～ 4.9	3.0 ～ 3.9	2.0 ～ 2.9	2.0 隻 未満	

(2) 港湾等しゅんせつ工事

能力	内容	評価項目	満点	点数												
				213	196	178	160	142	124	107	89	71	53	36	18	
掘削力	浚渫船	公称能力	213	2,400 m3/h 以上	2,200 ～ 2,399	2,000 ～ 2,199	1,800 ～ 1,999	1,600 ～ 1,799	1,400 ～ 1,599	1,200 ～ 1,399	1,000 ～ 1,199	800 ～ 999	600 ～ 799	400 ～ 599	400 m3/h 未満	
揚土力	揚土船	〃	107							5,000 m3/h 以上	4,167 ～ 4,999	3,334 ～ 4,166	2,500 ～ 3,333	1,667 ～ 2,499	1,667 m3/h 未満	
環境性能 の高い作 業船	環境性能 の高い作 業船	隻数	213	6.0 隻 以上	5.5 ～ 5.9	5.0 ～ 5.4	4.5 ～ 4.9	4.0 ～ 4.4	3.5 ～ 3.9	3.0 ～ 3.4	2.5 ～ 2.9	2.0 ～ 2.4	1.5 ～ 1.9	1.0 ～ 1.4	1.0 隻 未満	

別表 2 7

(1) 空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事

	工事請負金額	部局係数
沖縄総合事務局が発注した工事	全工事	1.0
沖縄総合事務局以外が発注した工事	2.5 億円以上	1.0
	0.9 億円以上 2.5 億円未満	0.5
	0.9 億円未満	0.2

(2) 空港等舗装工事

	工事請負金額	部局係数
沖縄総合事務局が発注した工事	全工事	1.0
沖縄総合事務局以外が発注した工事	1.2 億円以上	1.0
	0.5 億円以上 1.2 億円未満	0.5
	0.5 億円未満	0.2

(3) 港湾等鋼構造物工事

	工事請負金額	部局係数
沖縄総合事務局が発注した工事	全工事	1.0
沖縄総合事務局以外が発注した工事	0.37 億円以上	1.0
	0.37 億円未満	0.5

別表 2 8

算式 換算係数×合計点数^{1/2}

換算係数は下表のとおり

	換算係数
空港等土木工事	40.8665
港湾土木工事	29.4745
港湾等しゅんせつ工事	41.9127
空港等舗装工事	43.5378
港湾等鋼構造物工事	52.2545

別表 2 9

(1) 港湾土木工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35 人以上	563	17 人	274
34 人	547	16 人	257
33 人	531	15 人	241
32 人	515	14 人	225
31 人	499	13 人	209
30 人	483	12 人	193
29 人	467	11 人	177
28 人	451	10 人	161
27 人	434	9 人	145
26 人	418	8 人	129
25 人	402	7 人	113
24 人	386	6 人	97
23 人	370	5 人	80
22 人	354	4 人	64
21 人	338	3 人	48
20 人	322	2 人	32
19 人	306	1 人	16
18 人	290	0 人	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35 人以上	493	17 人	239
34 人	478	16 人	225
33 人	464	15 人	211
32 人	450	14 人	197
31 人	436	13 人	183
30 人	422	12 人	169
29 人	408	11 人	155
28 人	394	10 人	141
27 人	380	9 人	127
26 人	366	8 人	113
25 人	352	7 人	99
24 人	338	6 人	84
23 人	324	5 人	70
22 人	310	4 人	56
21 人	296	3 人	42
20 人	281	2 人	28
19 人	267	1 人	14
18 人	253	0 人	0

別表 3 0

(1) 港湾土木工事

技術案件数	点数
8 件以上	188
7 件	164
6 件	141
5 件	117
4 件	94
3 件	70
2 件	47
1 件	23
0 件	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

技術案件数	点数
8 件以上	164
7 件	144
6 件	123
5 件	103
4 件	82
3 件	62
2 件	41
1 件	21
0 件	0

別表 3 1

専門技術者数の審査数値 算定式

$$(\text{①} + \text{②}) \times 4 + \text{③} \times 2 \leq 50 \text{ 点}$$

①：技術士補（農業土木又は農業農村工学部門）の人数

②：畑地かんがい技士の人数

③：畑地かんがい技士補の人数

別表 3 2

工事成績の審査数値

$$\text{算定式： } C = \left[\text{管内工事の 1 件当たり工事成績付与数値の平均} \right] (*1) \\ \times \left[\text{工事件数に応じた管内工事の倍率} \right] (*2) \\ + \Sigma \left[\text{VE 提案評価点} \right] (*3)$$

- (*1) : 「1 件工事当たりの工事成績付与数値」 =

$$\left[\text{工事成績評定点} \right] (*1-1) \times \{ 1.0 + [\text{基本割増}] (*1-2) \\ \times [\text{工事規模補正}] (*1-3) + [\text{優良工事表彰割増}] (*1-4) \\ + [\text{技術的難易度割増}] (*1-5) + [\text{直近工事割増}] (*1-6) \}$$
- (*1) : 主観的事項の審査基準日の前日までの 4 年間に完成した 1 件の請負金額が 2 5 0 万円以上の工事（沖縄総合事務局農林水産部が発注した工事に限る。）を対象とする。
- (*1-1) : 国債工事における[工事成績評定点]は、中間年においては既済部分検査時評定点、最終年は完成検査時評定点とする。
- (*1-2) : [基本割増] = $([\text{工事成績評定点}] - 65) / 35$
 工事成績評定点が 65 点で 0、100 点で 1.0 とする比例配分による割増数値とする。ただし、工事成績評定点が 65 点未満は工事実績から除く。
- (*1-3) : [工事規模補正] = $(3X + 11.7) / 7.2$
 ・ 請負金額 $X \leq 0.9$ 億円の時 2.0
 $X \geq 8.1$ 億円の時 5.0
 ただし、請負金額は、JV 工事の場合は出資比率で按分した額によるものとし、国債工事中間年度の場合は毎年度の出来型金額による。
- (*1-4) : [優良工事表彰割増] = 0.5 (農林水産大臣表彰)
 0.3 (農村振興局長表彰)
 0.1 (沖縄総合事務局長表彰)
- (*1-5) : [技術的難易度割増] = $0.12(y - 1.0)$
 $* y = \text{技術的難易度} = \text{I} \sim \text{VI} = 1.0 \sim 6.0$
 技術的難易度評定が I で 0、VI で 0.6 とする比例配分による割増数値とする。

技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI
技術的難易度	0	0.12	0.24	0.36	0.48	0.6

- (*1-6) :
 [直近工事割増]
 直近 2 年以内の工事 0.5
 主観的事項の審査基準日の前日までの 2 年間以内に完成した工事 0.5

(*2) : 「工事件数に応じた管内工事の倍率」

管内	算定式	備考
管内対象工事 4 件以上有り	$A \times 4$	A は管内の付与算定値の平均
管内対象工事 3 件	$A \times 3$	
管内対象工事 2 件	$A \times 2$	
管内対象工事 1 件	$A \times 1$	

- (*3) : 「VE 提案評価点」 $\delta = \delta 1 + \delta 2 + \delta 3$
 VE 提案評価点は、1 件当たり 60 点、1 企業当たり 200 点を限度とする。

VE 方式	落札の有無	評定値等
入札時 VE	落札者 ($\delta 1$)	VE 評定値 = I ~ VI に応じて評価点 10 点 ~ 60 点を付与
	不落札者 ($\delta 2$)	VE 提案したが落札出来なかった場合も VE 評定結果に応じて、一律、優 15 点、良 10 点、可 5 点を付与
契約後 VE (入札後契約前 VE を含む)	提案採用 ($\delta 3$)	VE 提案が採用された場合は、VE 評定値 = I ~ VI に応じて評価点 5 点 ~ 30 点を付与

別表 3 3 (第 8 条関係)

3 3 - 1

年 間 平 均 実 績 高		点 数
2 0 億 円 以 上		3 0
1 0 億 円 以 上	2 0 億 円 未 満	2 5
5 億 円 以 上	1 0 億 円 未 満	2 0
1 億 円 以 上	5 億 円 未 満	1 5
	1 億 円 未 満	1 0

3 3 - 2

自 己 資 本 額 数 値		点 数
1 0 以 上		3 0
5 以 上	1 0 未 満	2 0
	5 未 満	1 0

自己資本額の点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（自己資本額数値）に応じた点数とする。

業種区分	有資格者	
	A	B
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者（構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く）及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の21の建築設備士を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けた者（1級建築士の免許を受けた者を除く。）、社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、流体力学又は交通・物流機械及び建設機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門及び情報工学部門）にあつてはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力（APEC）が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と諸国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合にはそれに合格している者	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技師資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者

者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

A欄に掲げる者の数に5を、同じくB欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表33-4において「合計数値」という。）に応じ、別表33-4の点数の欄に掲げる点数とする。

33-4

合 計 数 値	点 数
110 ~	30
65 ~ 109	25
40 ~ 64	20
15 ~ 39	15
~ 14	10

33-5

営 業 年 数	点 数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10

別表 3 4

(1) 港湾・空港工事

工事区分 等級	空港等土木工事	港湾土木工事	港湾等しゅん せつ工事	空港等舗装工事	港湾等鋼構造物 工事
A	1,250 点以上	1,350 点以上	1,100 点以上	1,050 点以上	900 点以上
B	900 点以上 1,250 点未満	900 点以上 1,350 点未満	800 点以上 1,100 点未満	900 点以上 1,050 点未満	900 点未満
C	900 点未満	900 点未満	800 点未満	900 点未満	—

(2) 農林工事

工事区分 等級	農林土木工事	農林建築工事
A	1,470 点以上	1,570 点以上
B	820 点以上 1,470 点未満	850 点以上 1,570 点未満
C	700 点以上 820 点未満	700 点以上 850 点未満
D	700 点未満	700 点未満